
参 考 資 料

平 成 2 0 年 4 月 2 日

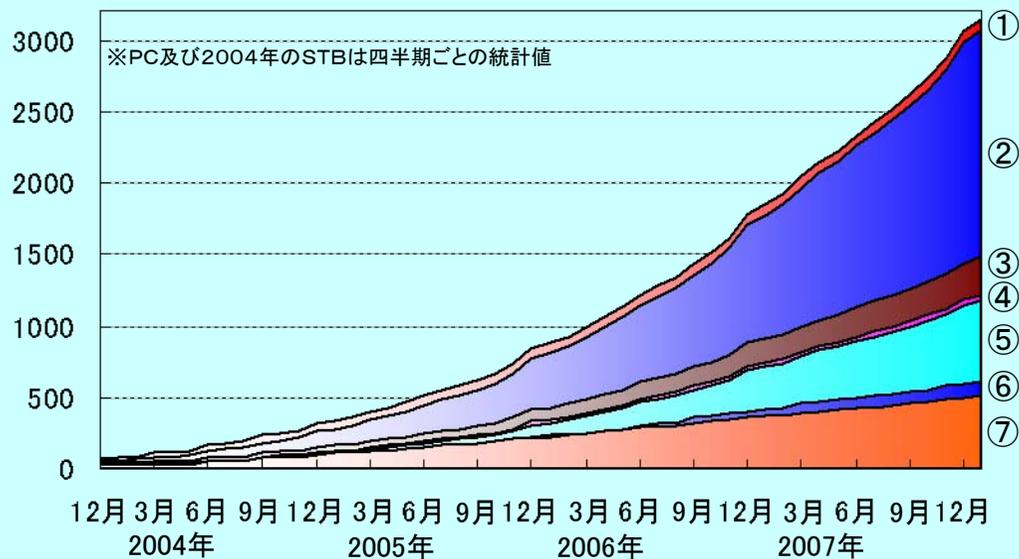
デジタル放送受信機の普及状況

地上デジタル放送受信機の出荷台数

3143万台 (前月比+85万台)

※2008年1月末、JEITA、日本ケーブルラボ調べ

① CRTテレビ	72万台 (-)
② 液晶テレビ	1588万台 (+43)
③ PDPテレビ	262万台 (+ 4)
④ チューナー	43万台 (+ 1)
⑤ デジタルレコーダ	570万台 (+21)
⑥ PC	98万台 (+ 4)
⑦ ケーブルテレビ用STB	510万台 (+12)



BSデジタル放送の受信可能件数

3432万件

※2008年1月末、NHK調べ(速報値)

BSデジタル放送受信機の普及数

3283万台 (前月比+83万台)

CRTテレビ	186万台 (-)
PDP、液晶テレビ	1899万台 (+47)
デジタルチューナー (チューナー内蔵録画機含む)	691万台 (+24)
ケーブルテレビ用STB	507万台 (+12)

ケーブルテレビでの視聴世帯 (アナログに変換して視聴)

149万世帯

【参考】

ワンセグ対応携帯電話の出荷台数

2047万台 (前月比+264万台)

※2007年12月末、JEITA調べ

車載用地上デジタル放送受信機の出荷台数

109万台 (前月比+6万台)

※2008年1月末、JEITA調べ 1

衛星放送の普及状況の変化

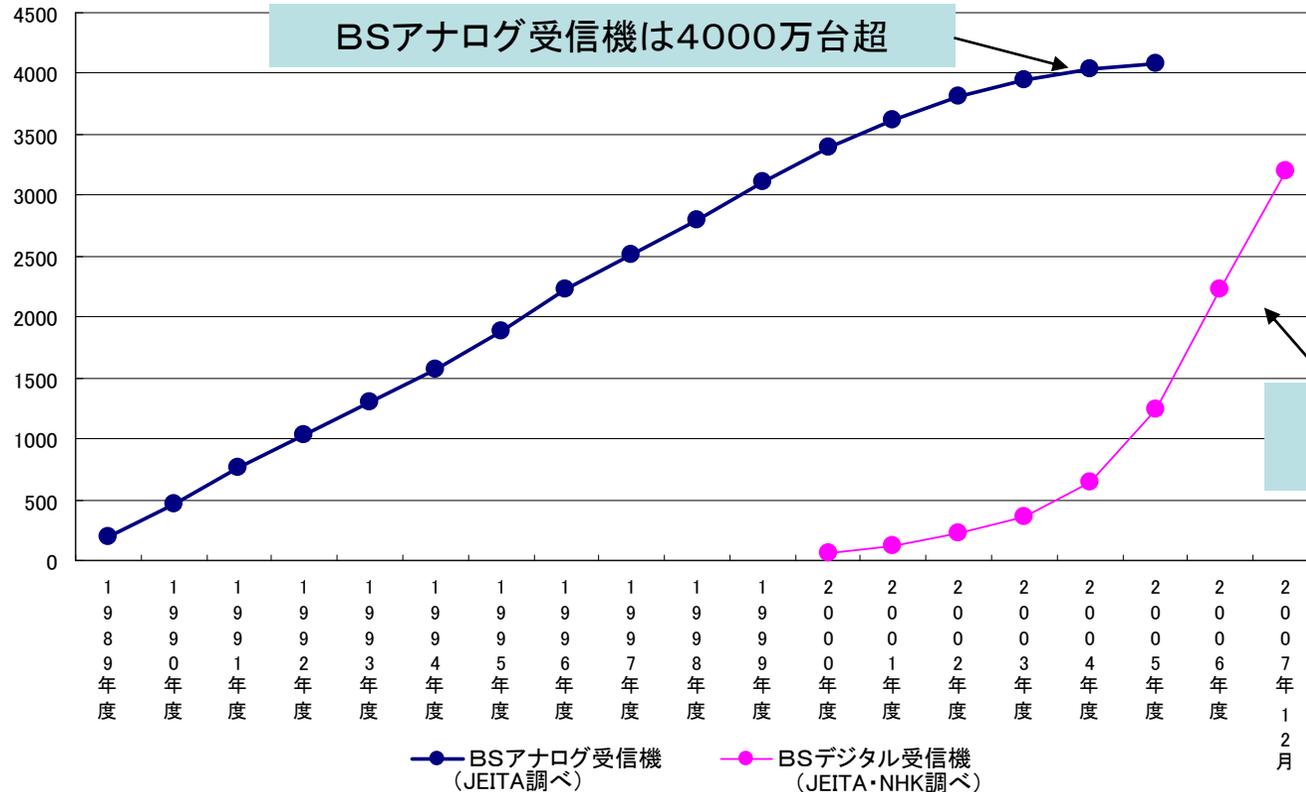
(第9回会合資料5(NHK提出資料))

◆ 衛星放送を受信可能な受信機の普及状況は、どのように変化してきているか。また、今後の見通しはどうか。

◆ 衛星放送を受信可能な受信機の台数は、年々増加

衛星放送受信機の出荷台数の推移

(単位:万台・累計)



BSアナログ受信機は4000万台超

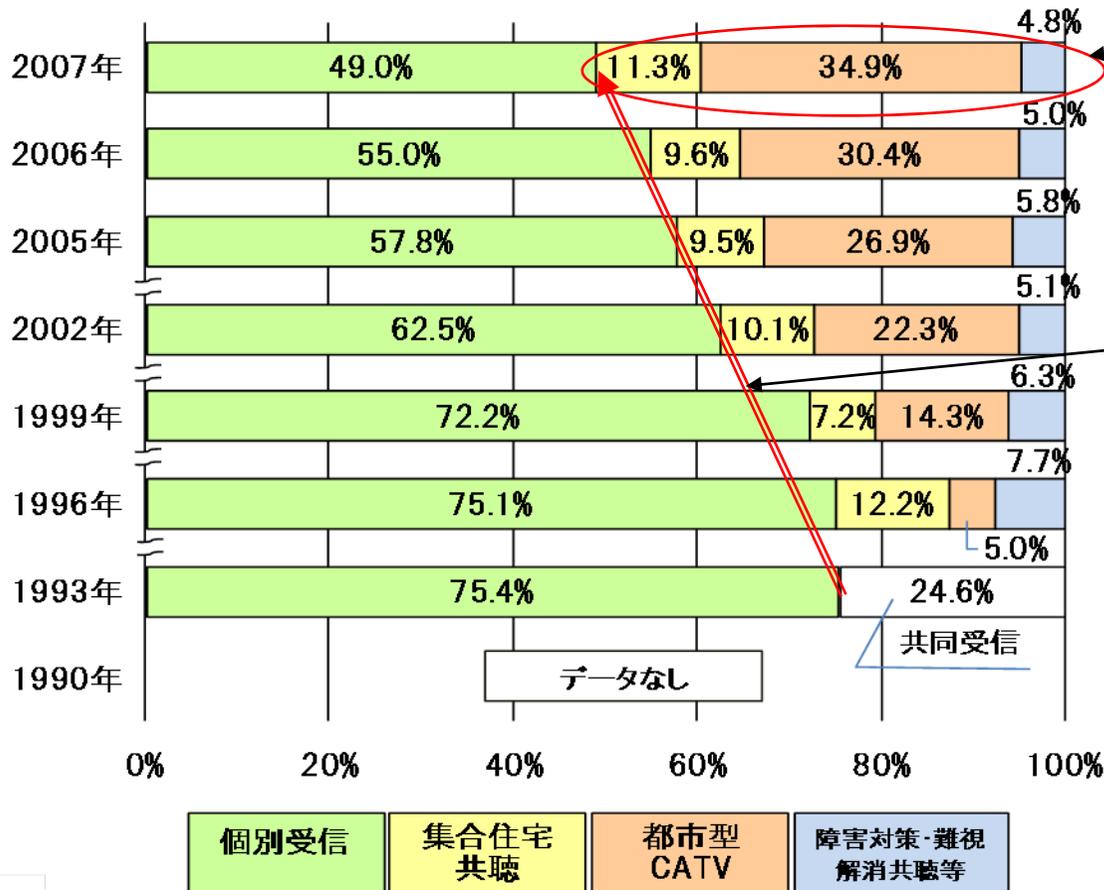
BSデジタル受信機は急激に伸びており、3000万台を突破

※ BSアナログは、ビデオ・レコーダー含まず
※ 2007年度データは2007年12月末

衛星放送の受信環境の変化

◆ 衛星放送の締結者の受信環境はどのように変化しているか(パラボラアンテナの自己設置、共聴施設による共同受信、CATVによる共同受信等)。

衛星放送の受信設備の推移



共同受信施設による受信が個別受信を超える

パラボラアンテナによる個別受信が減少し、都市型CATVによる受信が増加

出典:「NHK受信実態調査」
(NHKが受信契約世帯を対象に行っている調査)

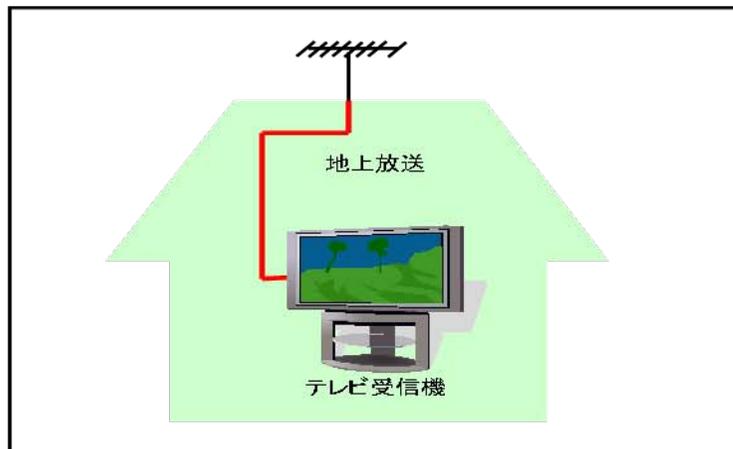
<調査概要(2007年)>
調査期間:2007年7月
調査方法:事前に調査票を郵送のうえ、NHK職員等の訪問による面接・宅内調査
調査対象:受信契約世帯4500世帯(無作為2段階抽出法)
調査有効数(率):3034世帯(67.4%)

第一次報告書の概要

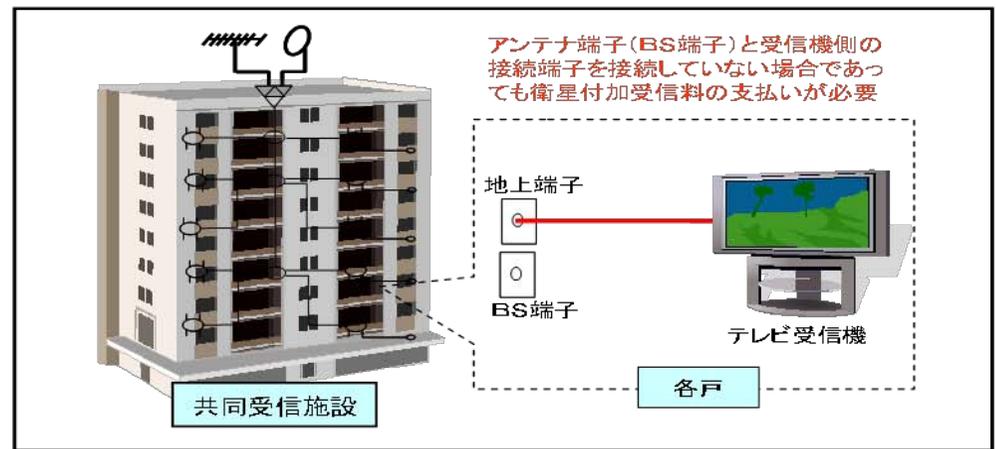
「3 衛星受信料体系の課題」関連

衛星受信料体系
についての検討

- 従前は地上契約を締結していた者であって、住環境の変化等の外部環境の変化により、いわば自動的に受信規約上の「衛星放送を受信できる受信機を設置した者」に形式的に分類された者が、外部環境の変化後においても衛星放送を受信していないという受信実態に変化がない場合、衛星契約ではなく、地上契約を継続することができるよう受信規約の改正等の適切な措置が講じられるべき。
- ただし、受信料は視聴の有無に関わらず国民が公共放送たるNHKの業務の維持運営のための経費を負担するものであり、この原則が維持されるよう、措置を不正に利用して、衛星契約への移行を免れようとする者(フリーライダー)の防止など実効性が十分に確保されるための手続上の工夫が必要であり、こうした手続については、今後、契約実務を担うNHKにおいて実施可能な具体策が検討されるべき。



転居等



受信料体系及び受信料額（月額）の推移

◆ 平成元年、NHKによる衛星放送が開始され、受信料体系に衛星契約が追加。

◆ いわゆる衛星付加受信料(945円)は、衛星契約の導入当初から同額で推移。

※ 消費税率の引き上げによる変更あり(平成9年:930円→945円)。

(単位:円)

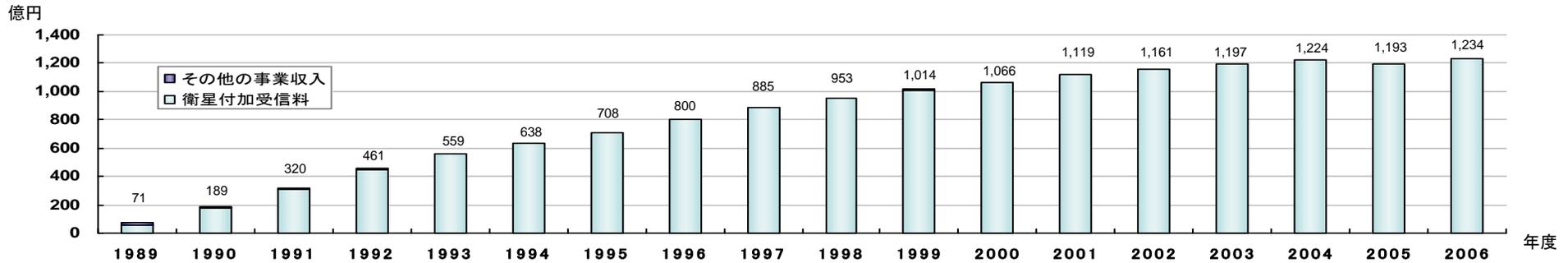
年月	変更事項	ラジオ	テレビ					
			カラー	普通	衛星カラー	衛星普通	特別契約	
26.4		50						
28.2	テレビ放送の開始によりテレビとラジオの2本立て料金に ・ラジオ放送の受信契約 ・テレビ放送の受信契約	50		200				
29.4	(ラジオは3ヶ月で200円)	67		300				
34.4		85						
37.4	契約甲と契約乙の受信料体系に組み替え ・契約甲:全ての放送の受信契約 ・契約乙:ラジオ放送のみの受信契約	契約乙 50		契約甲 330				
43.4	カラー契約と普通契約の体系に組み替え、ラジオ受信料(契約乙)の廃止 ・カラー契約:カラーテレビジョン放送の受信契約(地上系) ・普通契約:白黒テレビジョン放送の受信契約(地上系)	廃止	465	315				
51.6			710	420				
55.5			880	520				
59.4	訪問集金、口座振替、継続振込による受信料支払い ・訪問集金:集金取扱者への支払い ・口座振替:預金口座等からの自動振替による支払い ・継続振込:金融機関等における継続払込みによる支払い		1,040 (990)	680 (630)				
H. 1.4	消費税導入		1,070 (1,020)	700 (650)				
1.8	衛星放送の導入により5類系の契約体系に ・カラー契約 :地上系のカラーテレビ受信契約 ・普通契約 :地上系の白黒テレビ受信契約 ・衛星カラー契約:衛星系及び地上系のカラーテレビ受信契約 ・衛星普通契約:衛星系及び地上系の白黒テレビ受信契約 ・特別契約 :難視聴地域又は営業用移動体における衛星契約				2,000 (1,950)	1,630 (1,580)	1,040 (990)	
2.4			1,370 (1,320)	890 (840)	2,300 (2,250)	1,820 (1,770)		
9.4	消費税率引き上げ及び地方消費税導入		1,395 (1,345)	905 (855)	2,340 (2,290)	1,850 (1,800)	1,055 (1,005)	
19.10	カラー契約と普通契約の統合により3類系に組み替え ・地上契約 :地上系のテレビ受信契約 ・衛星契約 :衛星系及び地上系のテレビ受信契約 ・特別契約 :難視聴地域又は営業用移動体における衛星契約		地上契約 1,395 (1,345)		衛星契約 2,340 (2,290)			

注) 受信料額のうち、()内は継続振込、口座振替の料金

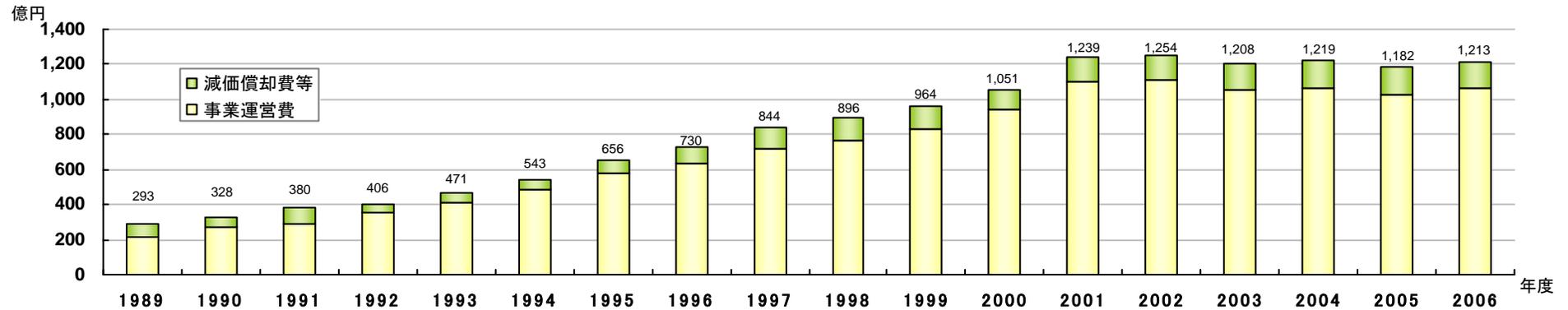
NHKの衛星放送関係収支の推移

(第8回会合資料2(事務局提出資料))
※一部加筆

1 衛星放送に係る収入



2 衛星放送に係る経費



3 衛星放送に係る収支差額



※ 2007年度予算では34億円、2008年度予算では35億円の収支改善が見込まれている。

衛星受信料についての課題

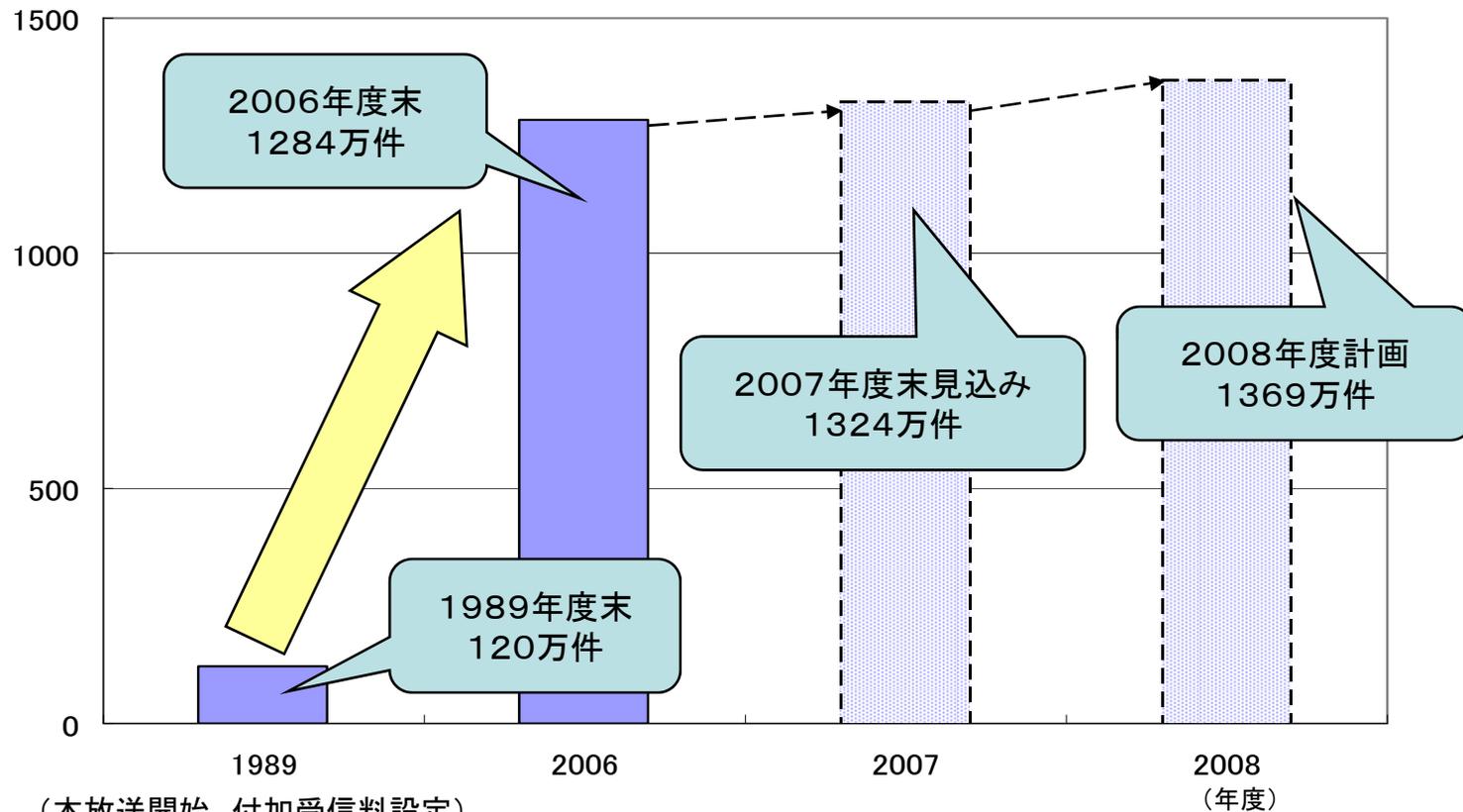
(第9回会合資料5(NHK提出資料))

◆ 衛星受信料について、どのような問題意識を持っているか。

◆ 衛星付加料金制度は、順調に推移

衛星契約数(有料)の推移

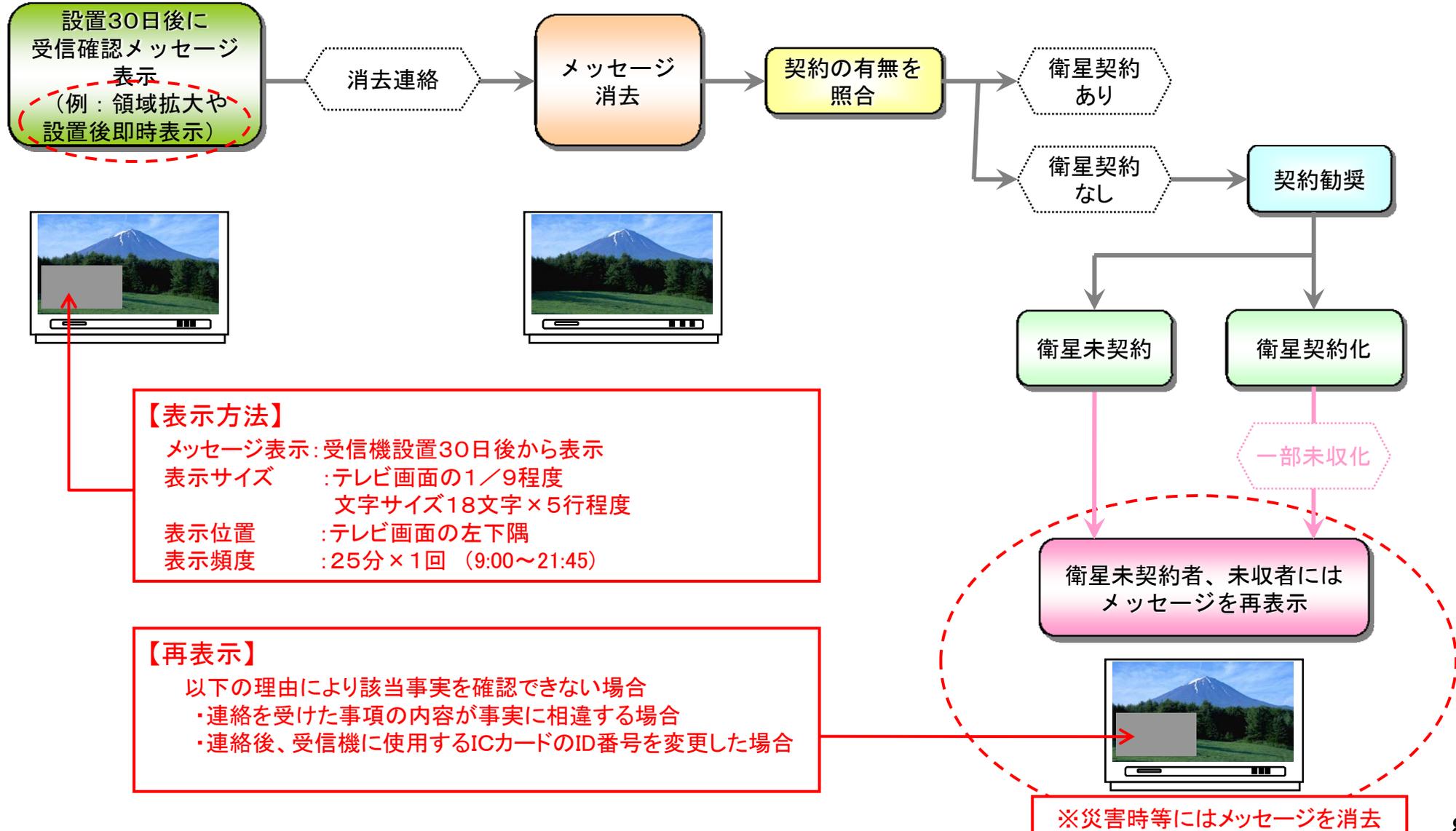
(単位: 万件)



「メッセージ機能の活用の強化」の例

(第10回会合資料4(NHK説明資料))
※事務局において一部加筆

※朱色の丸囲み部分は、現行のものに加えた新たな施策



受信確認メッセージの表示方法の推移

	表示面積	表示時期	表示位置	表示時間帯	表示時間	表示内容	
平成13年1月	画面の 1/9程度	受信機設置の 30日後から	画面左下	9時～21時50分	15分×1回	NHKへBS受信機設置のご連絡をお願いします。お電話でこの表示はすぐに消えます。フリーコールは0120-933933です	
平成13年12月						15分×2回 (間隔3分)	NHKへBS受信機設置のご連絡をお願いします。お電話でこの表示はすぐに消えます。フリーダイヤルは0120-933933です
平成14年4月					25分×2回 (間隔3分)		NHKでは皆様にBSデジタル設置のご連絡をお願いしています フリーダイヤル0120-933933にお電話下さい 電話での手続きでこの表示は消えます
平成14年5月							NHKでは皆様にBSデジタル設置のご連絡をお願いしています フリーダイヤル0120-933933にご住所、お名前、B-CASカード番号、などをお伝え頂ければ、この表示は消えます
平成14年12月					9時～22時20分		常時表示
平成16年7月						9時～21時45分	
平成16年11月							
平成17年4月							
平成18年3月							
平成18年6月							

受信確認メッセージに関する過去の整理

「CAS機能を活用したNHKの自動表示メッセージ(意見募集)」(平成11年12月1日郵政省報道発表)

4 郵政省として整理した考え方

郵政省としては、前記の各視点から検討した結果を下記表のとおり整理し、受信料の公平負担の一層の徹底を図る観点から、NHKが当該CAS機能を活用した限定受信メッセージ・システムを導入することは「適当」と考える。

視点	考え方(郵政省としての現在の整理)
① 公共放送であるNHKにふさわしいものか	だれでも手軽かつ容易に視聴できるというNHKの放送の基本的性質に変化は生じない。 ア)メッセージの表示について、表示面積、表示位置、表示時間等が工夫されており、テレビ画面や字幕・テロップが全く見えなくなるスクランブル放送のような運用ではないこと。 また、表示方式については、今後、視聴者の意向を踏まえ、絶えず見直す用意があること。 イ)連絡があれば速やかに表示を消去することとしていること。 ウ)NHKへの連絡方法についても、電話の他、はがき、FAX等が確保されており、手段が容易であること。
② 受信料の公平負担の考え方や受信料の在り方として適当なものか	…受信契約率の向上等による公平負担の一層の徹底は望ましいこと。 受信料の支払の有無にかかわらず、連絡があった場合には、一律に表示を消去することから、未払者への支払い強制になるものではないこと。 あくまで、契約の前提となる受信機の設置を確認するための措置であり、現行の放送法の考え方(「受信機を設置した者は契約をしなければならない。」)の範囲内にあると言える。
③ 受信者に対して、手続きの面で過度の負担を強いるものでないか	受信者に対して、手続き面で過度の負担を強いるものではない。
④ BSデジタル放送の普及に対して障害とならないか	アナログ受信機からデジタル受信機に機種変更する際に、新たにNHKに連絡する必要が生じるが、…、手続き面で過度の負担となるものではなく、デジタル放送の普及の支障になることもないと考えられる。 …CAS機能を受信機に装備してもデジタル放送受信用アダプター等の価格にもほとんど影響を与えない範囲に収まると思われることから、受信機の購入等の点においても、普及の障害とならないと思われること。
⑤ 受信契約の契約化の点で有効か	…本メッセージの利用により受信契約率が向上すると推測されること。

諸外国における衛星放送と受信料

(第8回会合資料2(事務局提出資料))

		英 国	フランス	ドイツ	韓 国	(●考) 日 本
公共放送の提供機関		BBC (英国放送協会)	FT (フランステレビジョン)	ARD (ドイツ公共放送連盟)	KBS (韓国放送公社)	NHK (日本放送協会)
受信料年額		32,520円 (地上・衛星一本化料金)	18,560円 (地上・衛星一本化料金)	基本料金(ラジオ): 10,600円 テレビ料金: 22,100円 (地上・衛星一本化料金)	3,900円 (地上・衛星一本化料金)	地上契約: 16,140円 衛星契約: 27,480円 (うち衛星付加料金分は、11,340円)
徴収単位	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯
	事業所	敷地	台数	台数	台数	設置場所(部屋)
衛星保有チャンネル数		6チャンネル (地上: 6チャンネル)	4チャンネル (地上: 4チャンネル)	4チャンネル (地上: 4チャンネル)	2チャンネル (地上: 2チャンネル)	3チャンネル (地上: 2チャンネル)
衛星放送の番組編成		地上波のサイマル放送	地上波のサイマル放送	地上波のサイマル放送	地上波のサイマル放送	個別編成
衛星放送の提供方法		ノンスクランブル	ノンスクランブル	ノンスクランブル	ノンスクランブル	ノンスクランブル
総収入		1兆1,117億円	4,565億円	1兆1億円	1,736億円	6,756億円
受信料		7,783億円	2,935億円	8,366億円	690億円	6,645億円
広告		—	1,334億円	234億円	868億円	—
有料放送料金		—	—	—	—	—
政府交付金		574億円	—	—	11億円	23億円
その他		2,760億円	296億円	1,408億円	168億円	89億円

地上受信料と衛星受信料を一本化した場合の加重平均額の算出方法

地上受信料と衛星受信料を一本化した場合の加重平均額の算出方法

地上と衛星の契約を一本化した場合の料額(加重平均額)は、単純には受信料収入の総額を受信契約総数で除して算出できます。

18年度決算額: 6644億 ÷ 3618万 ≒ 18,363円(年額)
1,530円(月額)

これは単純な平均額で、この中には、半額免除や口座割引等の減額措置が含まれています。

したがって、一般的な受信料の基本料額は、1,600円程度になると試算しています。

営利禁止規定(放送法第9条第4項)について

○放送法

(業務)

第九条 協会は、第七条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 次に掲げる放送による国内放送を行うこと。

イ・ロ (略)

ハ テレビジョン放送

ニ **テレビジョン放送による委託放送業務**(受託国内放送をする無線局の免許を受けた者に委託して放送番組を放送させるものに限る。以下「委託国内放送業務」という。)を行うこと。

三～五 (略)

2 協会は、前項の業務のほか、第七条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。

一～八 (略)

3 協会は、前二項の業務のほか、当該業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において、次の業務を行うことができる。

一・二 (略)

4 **協会は、前三項の業務を行うに当たっては、営利を目的としてはならない。**

5～11 (略)

昭和63年4月14日 衆議院通信委員会会議録

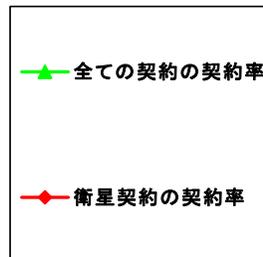
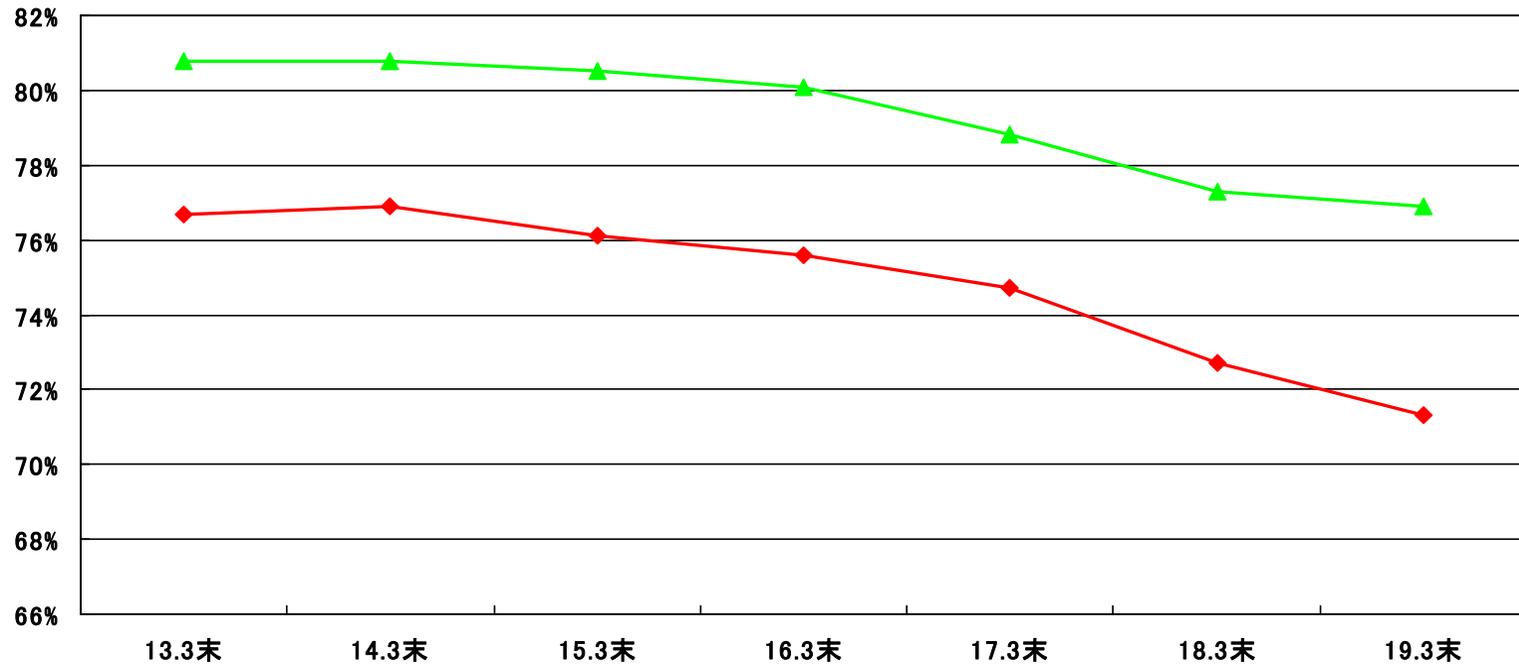
○成川政府委員 我が国の放送界はNHKと民放の併存体制で今日まで発展しております。NHKは、御承知のとおり国民全体に基盤を置きます公共放送でございまして、受信料という特殊な負担金によりまして経営が成り立っているわけでございます。一方民放の方は、自由潤達な私企業として、コマ―シャルといひますか広告料、広告を主体として経営が成り立っているところでございまして、おのおのその特徴を發揮して今日までこのように発展してまいったというふうに考えております。**NHKに営利目的を禁じておりますのは、こうした併存体制の趣旨から、NHKが私企業と同様の利益を上げることが目的として業務を行うということはこの趣旨にもとるのじゃないかというようなことでこのような規定があるわけでございます。**

ただ、一方今度の改正によりまして、いろいろなノーハウあるいは蓄積されたものを国民に還元すると同時に、副次収入を得るといふような改正案を提出させていただいておりますが、**NHKが行う業務でも、特定の者のみの利益となる場合にはその者から適正な対価をいただくといふことは、他の受信者との公平という観点からも許されることじゃないか、このことは直接、営利目的の禁止に反するものじゃない**というふうに考えております。

衛星契約に係る契約率の推移

(第8回会合資料2(事務局提出資料))

◆ 衛星契約に係る契約率は、全ての契約の契約率に比べ、4～5ポイント低い割合で推移。



項目		単位	13.3末	14.3末	15.3末	16.3末	17.3末	18.3末	19.3末
全ての契約	①契約対象件数(母数)(A)	万	4,476	4,518	4,563	4,605	4,646	4,678	4,704
	②受信契約数(実績)(B)	万	3,615	3,652	3,675	3,690	3,662	3,618	3,618
	③契約率(C=B/A)	%	80.8	80.8	80.5	80.1	78.8	77.3	76.9
衛星契約	④衛星普及率(D)	%	30.8	32.0	33.2	34.3	35.4	36.7	38.3
	⑤衛星契約対象件数(母数)(E=A・D)	万	1,379	1,444	1,513	1,579	1,644	1,716	1,801
	⑥衛星契約数(実績)(F)	万	1,057	1,111	1,152	1,194	1,229	1,247	1,284
	⑦衛星契約率(G=F/E)	%	76.7	76.9	76.1	75.6	74.7	72.7	71.3

※①、⑤はNHKの推計値。②、⑥は有料契約数。③、⑦はこれら推計値に基づく計算値。⑤はNHK調査結果による。「地上契約」とは、「普通契約」及び「カラー契約」の合計。「特別契約」は考慮していない。
④は、世帯インデックス調査(耐久消費財所有実態調査)に基づくもの。